

# 鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日、祭るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

### 目次

◇告示 保安林の解除不能  
 結核予防法による医療機関の指定  
 土地改良区役員の就任  
 土地改良区設立認可  
 種畜証明書の交付  
 未墾地の買収予定  
 土地配分計画の作成

### 告示

◇雑報 馬の伝染性貧血検査等の実施  
 町村合併に伴う町村の名称変更について  
 市町村職員共済組合組合議員選挙の当選者

#### 鳥取県告示第十六号

次の保安林について保安林解除申請があつたが解除しな  
 。

昭和三十二年一月十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

保安林所在地	全面積	要解除実 測又は見 込面積	申請者住所氏名	備考
--------	-----	---------------------	---------	----

鳥取市湖山	申請の理由	指定理由の消滅		
大字	字	地	番、台帳	町
1	大寺屋北方	二、八四〇ノ四	一、〇一七	四、四〇〇
同		二、八四一	一、五二八	六、四〇〇
			六、四〇〇	同
			同	同

鳥取市湖山

申請の理由

指定理由の消滅

申請者住所氏名

備

考

大寺屋北方

二、八四〇ノ四

町

一、〇一七

町

四、四〇〇

町

鳥取市長 入江 昶

同

二、八四一

町

一、五二八

町

六、四〇〇

同

同

指定理由の消滅

要解除実測又は見込面積

申請者住所氏名

備

考

大寺屋北方

二、八四〇ノ四

町

一、〇一七

町

四、四〇〇

町

鳥取市長 入江 昶

同

二、八四一

町

一、五二八

町

六、四〇〇

同

同

**鳥取県告示第十七号**  
結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定にもとづき指定医療機関として昭和三十一年十二月八日次のとおり指定した。

昭和三十一年一月十八日  
鳥取県知事 遠 藤 茂  
名 称 所 在 地 管轄保健所名  
岡 本 医 院 東伯郡由良町由良宿 倉吉保健所

**鳥取県告示第十八号**  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が就任した旨届出があつた。

昭和三十一年一月十八日  
鳥取県知事 遠 藤 茂  
就任した役員の氏名および住所  
東郷町北福土地改良区  
理事長 高坂精一 東伯郡東郷町大字北福

副理事 下田 一 雄  
理事 池口 幸 吉  
北野 寿 雄  
平尾 国 藏  
山田 吉 藏  
平尾 幸 隆  
下山 英 雄  
池口 義 博  
池口 富 藏  
下田 常 藏  
藤原 勲  
下田 貞 栄  
下田 貞 三  
池口 亀 藏  
池口 龜 藏  
山田 増 藏  
山田 保  
東郷町方地土地改良区  
理事長 前田 貞 嘉 東伯郡東郷町大字方地

理事 前田 成 満  
藤 田 新 藏  
川 田 茂  
藤 田 行 雄  
藤 田 一 敏  
山 本 操  
前 田 増 二 郎  
藤 原 竹 治 郎  
川 田 美 博  
藤 原 良 藏  
土 井 恒 三  
伊 藤 清 松  
川 崎 金 治  
伊 藤 寿 太 郎  
伊 藤 俊 彦  
伊 藤 堅  
伊 藤 壽 雄  
平 岩 力 藏  
" " " " " " " " " " " "

**鳥取県告示第十九号**  
東伯郡関金町大字山口藏富哲哉ほか十四人の者から申請のあつた山口土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十一年一月七日認可した。

昭和三十一年一月十八日  
鳥取県知事 遠 藤 茂

**鳥取県告示第二十号**  
次の種畜について家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項の規定により種畜証明書を交付した。

昭和三十一年一月十八日  
鳥取県知事 遠 藤 茂

証明書番号	名号	生年月日	産地	血統	級別	飼養者住所氏名
昭三一鳥地 第一七号	一 黒毛和種 初北美	昭三〇、九、九	東伯三朝	山初 黒四、一七三	二	倉吉市巖城 山口 才一
"	一八 入富	" 七、一	"	入高 黒四、五五四	"	東伯郡三朝町 米広 豊
"	一九 三谷	昭二九、 一〇、二三	気高鹿野	鷲峯 黒七二一	"	北条町 昌晴
"	二〇 栄利栄	昭三〇、六、二	西伯春日	第二栄光 黒七五六	"	東伯町 千草久太郎
"	二二 油本	" 六、一	東伯大栄	岩垣 黒二、三七五	"	上口 武義
"	二三 入垣	" 九、一〇	北条	入吉 黒四、三四七	"	赤碕町 高力 稔二
"	二三 小倉吉	" 九、一	気高北条	第四小倉 黒三、二二二	"	鳥取県種畜場
"	二四 金星	" 一、一五	西伯淀江	益広 黒九九	"	"
"	二五 江原	" 九、二九	東伯中山	花米 黒五八一	"	"
"	二八 第六御礼	" 七、二三	八頭用瀬	若草 黒三、八〇七	"	八頭郡河原町 北尾 武幸

"	二九 第五緑	" 七、三	八頭河原	西秀 黒二、一二八	第六みどり 本一、六三一	"	若桜町 津村 繁治
"	三〇 尾崎	" 六、二五	"	若桜 黒二、五七八	わかみどり 黒九六、五三八	"	"
"	三一 徳	" 五、二九	"	丹比 黒一、〇六五	きよかわ 予一四、五四九	"	河原町 山口三子夫
"	三二 幸	" 五、二七	河原	西秀 黒二、一二八	にしやべ 黒二六、六一五	"	船岡町 上田 長藏
"	三三 石寿	" 三、一〇	船岡	日下部寿竜 黒一、〇六五	ひでよ 黒四五、六九四	"	若桜町 田村 新造
"	三四 益栄	" 三、一八	西伯 県	第五栄光 黒二、六二八	たかはし 黒一四〇、〇八〇	"	日野郡溝口町 益田 義晃
"	三五 益富	" 八、二〇	日吉津	益九広 黒九九	たかはら二 黒六九、〇四七	"	米子市和田 井田虎次郎
"	三六 美川	" 七、八	米子東福	益九広 黒九九	ひでやす 黒一六八、八七三	"	大家 清治
"	三七 高丸	" 七、二五	西伯名和	益九広 黒九九	みつまさ 予四、四五八	"	勝田町 内田 勇一
"	三九 光竜	" 九、二〇	県	第五栄光 黒二、六二八	のぶはし 黒一六七、四六〇	"	西伯郡岸本町 加川 潔
昭三一鳥地 第二六号	二 ガーネン種 遠勇	昭二九、四、三	鳥取県	高富士	タカスギ	二	東伯郡大栄町 遠藤 勇夫

三、一 広島県佐 桃山四  
伯郡 本三五九  
なかおはやまさ  
本一、〇〇二  
米子市皆生  
山陰酪農講習所

三 コリデール種

昭三二鳥地 大栄 昭三〇、  
第二十七号 四、一二 鳥取県 予フク一、五〇九 予トリ二、〇〇〇 二 東伯郡大栄町  
遠藤 勇夫

鳥取県告示第二十一号  
次の土地は国が買収する予定であるから（農地法昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十八条第一項の規定により告示する。

昭和三十二年一月十八日

一 土地の所在  
鳥取県知事 遠藤 茂

所在郡市町村 大字 字 地番	地目		所有者の住所氏名
	台帳一現況	台帳一買収	
東伯郡東郷町大字漆原字下勝田四四八番地	原野	原野	東郷町
字勝田 四四九番地	〃	〃	〃
字勝田 四五〇番地	〃	〃	〃
字キツサ五六四番地	〃	〃	〃

計 109,100  
二 土地の利用予定の概要  
農地とすべき土地 附帯地 入植予定戸数 増反戸数 備考  
103,200 反計 25戸

鳥取県告示第二十二号  
農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に基づいて土地配分計画を作成したので同条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十二年一月十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

区分 地区名	所在		町
	郡市	町村	
土地 本庄村	岩美	岩美	恩志新井
〃 旧鳥取連隊鳥取射撃場	〃	国府	奥谷
〃 西郷村	八頭	河原	神馬北
〃 国英村	〃	〃	山手
〃 下郷（古布庄）	東伯	東伯	法万
〃 栄村	大栄	大栄	上種

町 積 増反者  
町 積 増反者

一向平	東伯	野井倉	1	11800
逢坂外四(中山原)	中山	羽田井	2	4310
高城(服部)	倉吉	服部	1	3695
岩伏	西伯	大山逢坂	2	6235
"	"	大山名和	5	15857
逢坂外四(名和庄内)	西伯	名和	4	3101
幡郷村	"	岸本	2	1311
五千石村	米子	岩屋谷	2	1311
萩原	日野	多里	1	41000
		萩原	4	26334

鳥取県告示第二十三号

次のように馬の伝染性貧血検査及び炭疽予防注射を実施するから家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定により馬の所有者に対して検査及び予防注射をうけることを命ずる。

昭和三十三年一月十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 実施の目的 馬の伝染性貧血及び炭疽予防のため

- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 馬
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び予防注射の方法 馬伝染性貧血検査——チヨツケ試験管法による赤血球数検査  
担鉄細胞検出検査

別表

炭疽予防注射——炭疽第二予防液皮内注射

実施期日	実施区域	実施場所
一月二十三日	東伯郡中山村	樋口検診場
" 二十四日	" 赤碕町	成美
" 二十五日	" "	赤碕家畜市場
" 二十六日	" 東伯町	美好検診場 浦安家畜市場
" 二十八日	倉吉市	倉吉家畜保健衛生所
" 二十九日	" "	社家畜管理所 北谷農協

雑報

町村合併に伴う町村の名称変更について  
当所管内次のとおり町村の名称が変更になった。

西伯郡大高村、具村を廃し伯仙町となる。

(昭和三十三年一月一日)

出張所の管轄区域は変更なし。

昭和三十三年一月十八日  
鳥取県食糧事務所長 布野 長良

鳥取県市町村職員共済組合組合議員の任期満了に伴う  
一般選挙の結果次の者が当選したので公告する。

昭和三十三年一月十八日

鳥取県市町村職員共済組合

理事長 坂出 雅己

市町村長側	選挙区	所属市町村名	氏名	職名
第一区	鳥取市	入江	昶	市長
第二区	倉吉市	早川	忠篤	"
第三区	米子市	野坂	寛治	"
第四区	境港市	足立	実	"
第五区	岩美町	石河	大直	町長
第六区	郡家町	古井	万寿治	"
第七区	青谷町	中田	玉平	"
第八区	三朝町	坂出	雅己	"

二 市町村長以外の組合員側

第九区	会見町	坂田	勇	"
第十区	溝口町	松原	一男	"
選挙区	所属市町村名	氏名	職名	
第一区	鳥取市	入江	彦之丞	主事兼技師
第二区	倉吉市	村上	喜助	主事
第三区	米子市	田中	義明	"
第四区	境港市	大谷	哲蔵	書記
第五区	気高町	玉置	義雄	"
第六区	智頭町	檀原	博	"
第六区	羽合町	市橋	衡	主事補
第七区	西部町村 税整理組合	入江	正雄	助役
	根雨町	松本	亨	主事

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行

鳥取県鳥取市東町取  
鳥取県鳥取市東町取  
鳥取県鳥取市東町取

印

刷

所 県